

## 第109回香芝市都市計画審議会要約会議録

1 日 時 平成23年11月28日（月） 午後3時5分から午後4時0分

2 招集場所 本市役所3階第1会議室

3 議 事

(1) 議案審議

第1号議案 大和都市計画地区計画の決定について  
(香芝市決定)・・・原案承認

第2号議案 大和都市計画生産緑地地区の変更について  
(香芝市決定)・・・原案承認

第1号議案について、次のような質問や回答があった。

質問 都市の活性化に資する施設を適切に誘導するということですが、どのように誘導して、活性化を図られるのですか。

回答 この地区につきましては、区画整理事業により都市基盤が整備され、また用途地域についても近隣商業地域とすることで、民間の商業施設の誘致を図って行く方法で進めています。また、これと併せまして、新たに形成される市街地を荒廃させないために、景観等に配慮したかたちで今回の地区計画を定め、適切な誘導を図っていこうと考えています。

質問 地権者の方から土地利用についての具体的な問い合わせはありましたか。

回答 具体的な話は聞いていませんが、区画整理事業の完了も近いなかで、企業からの土地利用について、問い合わせがあると聞いています。

質問 建築物の色彩については、具体的にはどのように規制するのですか。

回答 色彩については、原色としての数値をもって判断させていただきます。また、広告物に関しましては屋外広告物法という法律がありますので、それに準ずるかたちになります。

質問 設定された区域のすぐ隣にはパチンコ店がありますが、なぜこの区域だけこのような規制を設けたのでしょうか。

回答 区画整理事業が行われたなかで、地権者としてこの区域だけでも、ここに定められた環境を守っていこうということでこの区域設定になりました。

質問 年月が経った時に、この規制が遵守されているかを監視するチェック機能はありますか。

回答 建築物の用途の制限に関しましては、建築条例に定めまして、違反に関しては是正命令を行い、最終的には罰金可能な形にする所存です。

第2号議案について、次のような質問や回答があった。

質問 生産緑地が年々減少していますが、このままでは生産緑地の意義が揺らぐのではないですか。

回答 市としても、適正な生産緑地面積が必要と考えているため、県に対してガイドラインの策定を要望しているところです。そのガイドラインが示された段階で、これに従い新規指定などの方針について審議していただこうと考えています。